

# みんなの訪問介護はびねす

## 「訪問介護」

### 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(富里市 1274000882)

当事業所はご利用者に対して訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

#### 1. 事業者

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 優々ケアサポート株式会社     |
| (2) 法人所在地 | 千葉県富里市日吉台3-34-10 |
| (3) 電話番号  | 0476-85-7879     |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 菅野 雄三      |

#### 2. 事業所の概要

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (1) 事業所の種類  | 訪問介護             |
| (2) 事業所の名称  | みんなの訪問介護はびねす     |
| (3) 事業所の所在地 | 千葉県富里市日吉台3-34-10 |
| (4) 電話番号    | 0476-85-7879     |
| (5) 管理者     | 田村 卓弥            |

#### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域  
富里市・成田市・八街市・芝山町・酒々井町

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土
営業時間	9:00~18:00
基本サービス提供時間	月~土 9:00~17:30

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- |                |      |
|----------------|------|
| 管理者            | 1名以上 |
| サービス提供責任者      | 1名以上 |
| 訪問介護員(ホームヘルパー) | 1名以上 |

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。  
当事業所が提供するサービスについて、

- |                            |
|----------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合     |
| (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |

があります。

- (1) 介護保険の給付対象となるサービス  
以下のサービスについては、利用料金の7割~9割が介護保険から給付されます。  
<サービスの概要>

## ① 生活援助

生活援助とは、

- (1) 身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む)であり、
- (2) 利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるもの

### 生活援助

掃除  
洗濯  
ベッドメイク  
衣服の整理・被服の補修  
一般的な調理、配下膳  
買い物・薬の受け取り

## ② 身体介護

身体介護とは、

- (1) 利用者の身体に直接接触して行う介助サービス(そのために必要となる準備、後かたづけ等の一連の行為を含む)
- (2) 利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス
- (3) その他専門的知識・技術(介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮)をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス

### 身体介護

排泄介助、食事介助  
清拭(全身清拭)、部分浴、全身浴、洗面等、身体整容、更衣介助  
体位変換、移乗・移動介助  
起床・就寝介助  
服薬介助  
自立生活支援のための見守りの援助

※詳しくは別紙①参照

### 〈サービス料金(1回あたり) (1) 介護給付費〉

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。

☆介護保険の給付額や負担率に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割または2割及び3割が利用者の負担額となります。

【料金表】令和6年4月1日  
改正

地域単価	10.14
富里市	7等級

(訪問介護)

サービス提供内容	時間	単位数	ご利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体介護	20分未満	163単位	163円	326円	489円
	20分以上 30分未満	244単位	244円	488円	732円
	30分以上 1時間未満	387単位	387円	774円	1161円
	1時間以上	567単位	567円	1134円	1701円
	1時間を超えて 30分増すこと	+82単位 (30分事)	82円	164円	246円
生活援助	20分以上 45分未満	183単位	183円	366円	554円
	45分以上	225単位	225円	450円	675円
身体介護(20分以上)に引き続き生活援助を行った場合	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに	+65単位 (195単位を限)	65円	130円	195円

・加算等

加算名称	単位数	ご利用者負担額		
		1割	2割	3割
初回加算	200単位	200円	400円	600円
介護職員処遇改善加算Ⅲ(1月につき)	所定単位数の18.2%を加算			
介護職員処遇改善加算Ⅱ(1月につき)	所定単位数の22.4%を加算			
介護職員処遇改善加算Ⅰ(1月につき)	所定単位数の24.5%を加算			

※処遇改善加算とは介護現場で働く介護職員の処遇を改善するという目的でございます。

※①初回加算とは初回または初回の訪問介護を行った日の属する月に、「サービス提供責任者がサービスを提供する」、または「訪問介護員等がサービスを提供する際、サービス提供責任者が同行する」のいずれかを満たすこと。

②また、過去二月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるが、この場合の「二月」とは歴月（月の初日から月の末日まで）によるものとする。したがって、例えば、4月15日に利用者に指定訪問介護を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合となる。また、次の点にも留意すること。

1.初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。

2.一体的に運営している指定介護予防訪問介護事業所の利用実績は問わないこと（介護予防訪問介護費の算定時においても同様である。）。

#### ※計算方法

利用1回当たりの介護報酬告知上の①訪問介護の単位に、②処遇改善加算、③地域単価を加えた額の利用者にご負担いただく1割相当の額になります。

#### （2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担とさせていただきます。

##### ①実費サービス

介護保険ではどうしても適応できない介助や援助を実費サービスにて対応させていただいております。

#### ※実費サービスに関しては別紙②参照

#### （3）利用料金お支払い方法

① 前記（1）、（2）の料金・費用はサービス利用終了後翌月10日前後に請求書を発行しますので、翌月25日に口座振込にてお支払いいただきます。

② 現金でのお支払いも翌月25日までとさせていただきます。

#### （4）サービス利用の中止

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、指定通所介護サービスの利用を中止することができます。この場合には、実施日の当日午前9時までに事業所に申し出てください。

【連絡先】（電話番号） 0476-85-7879

---

#### （5）サービス利用の変更

利用者が訪問介護サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。該当利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡、その他の必要な援助を行います。

## 6. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

#### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 担当 田村 卓弥

○受付時間 月曜日～土曜日（9：00～18：00） 電話番号 0476-85-7879

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

富里市役所 高齢者福祉課	所在地 千葉県富里市七栄652-1 電話番号 0476-93-1111 (富里市役所) 直通番号 0476-93-4980 (介護保険班) 受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日は除く)
千葉国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	所在地 千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号国保会館内 電話番号 043-254-7428 受付時間 9:00~17:00 (平日12:00~13:00及び土・日・祝日は除く)

## 7. 事故の対応について

1. サービス提供により事故が発生した場合には、市町、家族、居宅介護支援事業所への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

2. 職員は安全に十分配慮し、専門的なサービスを提供します。ご利用者様自身の主体性や意思を最大限尊重するため、抑制や過度の行動制限は行いません。

しかし、ご利用者様は高齢であり病気の特徴から安全に十分配慮したにもかかわらず、転倒転落・誤嚥等のリスクが常にある事をご理解下さい。

万が一、事故が発生した場合には、速やかに対応（観察、処置、受診）を行うと共にご家族にお知らせします。事故原因の追究及び解決をいたします。原因によっては責任をおいかねますのでご了承ください。

3. 利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	東京海上日動火災保険会社
保険名	介護サービス事業者賠償責任保険

## 8. 非常災害対策

事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行い、対応します。

防災設備

- 特定施設水道連結型スプリンクラー     特定小規模施設用自動火災報知器     消火器  
 消防機関へ通報する火災報知設備     誘導灯

防災訓練は年2回（自衛消防訓練通知書を消防書へ提出）し、避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 9. 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

その方の求める質の良い介護サービスを提供しています。

個人個人にあったケアを提供出来るよう日々研鑽しています。

### (2) 運営方針

①

わたしたちは、利用者様を尊敬し、その命を守り、責任を持って介護を行ないます。

②

わたしたちは、一人ひとりに「目配り・気配り・心配り」ができる個別ケアに真正面から取り組んでいます。

- ③ わたしたちは、住み慣れた地域社会の中で、尊厳を保ちながら「自分が自分らしくありのまま」に生活できるようにお手伝いします。
- ④ わたしたち職員全員が「介護職人」と自負し、より質と満足度が高いケアを目指して取り組んでいます。
- ⑤ わたしたちは、「必要な時」に「必要な量」の介護サービスを「必要な地域」で提供し、在宅生活をサポートします。
- ⑥ わたしたちは、誰もが安心して生活できる地域社会づくりに、草の根から貢献します。

訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日  
優々ケアサポート株式会社 代表者 菅野 雄三 印  
事業所名 みんなの訪問介護はびねす  
説明者 職名 管理者 氏名 田村 卓弥 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）

※ この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。



## 別紙①

### 「身体介護」と「生活援助」

訪問介護サービスには、2つのサービス内容があり、ひとつは**身体介護**、もうひとつは**生活援助・支援**です。身体介護とは、訪問介護員（ヘルパー）が家庭を訪問して、日常生活上のお世話をするサービスです。生活援助とは、掃除、洗濯、調理などの日常生活における援助・支援のことで、ご利用者様が単身、ご家族様が障害・疾病などのため、ご本人様やご家族様が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいいます。

#### 身体介護

○ できること	× できないこと
○ 体位変換・移動介助・食事介助、等	× 胃ろうチューブの洗浄
○ 経管栄養剤の準備・経管栄養中の観察	× 肌に接着したパウチの取り換え
○ トイレ誘導・排泄介助・おむつ交換	× カテーテルの洗浄
○ パウチにたまった排泄物の処理	× 褥瘡の処置
○ カテーテルの準備	× たんの吸引（※ 1 条件により○）
○ 着替え・洗面・洗髪・整髪	× 経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）（※ 2 条件により○）
○ 入浴介助・清拭	× 散髪
○ 歯磨きなど口腔ケア	× 巻き爪等変形した爪の爪切り
○ 髭そり・爪切り・耳そうじ	× 医学的判断が必要な傷の処置
○ 体温測定・血圧測定（自動測定機に限る）	× 口を開けさせて薬を飲むのを手伝う
○ 切り傷・すり傷・やけどなどの専門的な判断や技術を必要としない処置（軟膏を塗る・湿布を貼るなど）	× 自宅から病院まで、ご利用者様やヘルパーの自家用車を運転
○ 服薬を見守る	× ご本人様の代わりに医師に説明する・説明を受ける
○ 移動や食事、家事の際の見守り、声掛け	× 入院中の付き添い
○ 自宅や病院まで、タクシーや交通公共機関で付き添う	× 通院時の病院内での付き添い（状況により可能な場合も有り）
○ 受診の手続き代行・病院での支払い代行	× ご家族に代わっての入院や手術の同意や手続き
○ 車いす・徒歩での日常的な外出への付き添い（銀行・郵便局・福祉事務所・買い物等）	× 娯楽・趣味・散策目的の外出
○ 一回分が取り付けてある（一包化）内服薬の介助	× 地域の行事や冠婚葬祭への外出
	× 一回分の薬の取り分けや処方された薬の仕分け

（※上記は一部の紹介です。詳細はヘルパー事業所やケアマネージャーへご確認下さい。）

※1 ヘルパーが、たんの吸引を実施する場合、都道府県より「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）」の交付を受けている必要があります。また、そのヘルパーが所属している事業所が、「登録特定行為事業者」として都道府県に登録している必要があります。

※2 ヘルパーが、経管栄養を実施する場合、都道府県より「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第三号研修修了者）」の交付を受けている必要があります。また、そのヘルパーが所属している事業所が、「登録特定行為事業者」として都道府県に登録している必要があります。

## 生活援助

○ できること	× できないこと
○ 日常的な調理・配膳・後片付け	× ご利用者様以外の分の食事を作る
○ 本人が過ごす場所の整理・整頓	× 行事食（行楽弁当、おせち等）を作る
○ 日常的な可燃・不燃ごみ・リサイクルごみを集積場に持っていく	× ご本人様が使わない部屋の掃除
○ 日常着を洗う・干す・取り組む	× 家電・家具の移動や修理
○ 本人の分の生活必需品の買い物を代行する	× 自家用車の洗車
○ コンビニや銀行での振込用紙を使つての振込代行	× デパートなどへの付き添い
○ 介護に関する質問や相談に情報提供をする	× ご家族様の分の買い物をする
○ 市販薬の買い物代行（商品名が正確に確認できるもの）	× 車の運転を代行する
○ 薬を受け取りに行く	× 預貯金の引きおろし代行
	× 花木への水やり
	× ペットの世話や散歩
	× 茶飲み話だけが目的の話し相手
	× ヘルパーとの私用電話
	× 金銭や貴重品の管理
	× ご利用者様の入院先への見舞い
	× ご利用者様が留守の状態でのサービス提供

（※上記は一部の紹介です。詳細はヘルパー事業所やケアマネージャーへご確認下さい。）

別紙②

○保険適応外の実費サービスについて

別紙①のできないことの中から当社独自のサービスとして実費とはなってしまいますが  
対応可能なものもございますのでこちらを参考になさってください。

サービス内容	時間	料金	特記事項
通院介助 (院内介助込み)	通院一回毎	3000円	中の付き添いまで対応させていただきます。 入院処理等をご家族様対応にてお願いいたします。
庭掃除	10分事につき	500円	木の伐採などは要相談となります。
花木への水やり	10分事につき	500円	
ご本人様の生活空間外の掃除	10分事につき	500円	
車の洗車	1回につき	500円 (手洗い洗車をご希望の場合一台につき3000円)	手洗い洗車の場合は洗剤等の必要物品をご用意ください。